

第2節 学校教育条件の整備状況

1 学級編制と教職員配置

(1) 小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）

公立小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の学級編制と教職員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）に基づき、昭和34年以降6次にわたって策定されている中期的計画に沿って、計画的に改善が進められた。

この結果、学級編制については、1学級の児童生徒数の上限の40人への引下げ、複式学級（複数の学年を1学級に編制した学級）及び特殊学級の学級編制の改善等大幅な改善が行われた。また、学級数等を基礎として算定される教職員定数や配置についても、累次の計画を通じ、小学校の学級担任外教員の確保や、養護教員、事務職員、学校栄養職員の充実、教頭の配置率の改善、免許外教科担任の解消等が図られた。平成5から12年度までの第6次計画では、個性に応じた多様な教育を実現するため、従来の一斉授業の枠組みを越えて、ティームティーチング等の新しい指導方法を導入するための教職員配置を行うとともに、不登校や外国人子女等に対応した教職員配置の充実を図ってきたところである。文部科学省としては、引き続き13年度から子どもたちの基礎学力の向上ときめ細やかな指導を実現するため、教科等に応じた20人程度の少人数指導をはじめとする指導方法の工夫改善を行う学校の具体的取り組みを支援するという観点に立って策定した第7次計画（17年度までの5年計画）を実施している。

また、併せて学級編制について、国の標準（40人）は変えないが、都道府県が児童生徒の実態等に応じて国との標準を下回る弾力的な学級編制基準を定めることを可能とする制度改正を行ったところである。

(2) 高等学校

公立高等学校の学級編制と教職員の配置については、昭和36年に制定された公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭36法188）に標準が定められており、同法の下、5次にわたって計画的に改善が進められた。

まず、1学級の生徒数の標準については、昭和36年には、全日制・定時制を通じ、普通科50人、職業科40人と定められていたが、累次の計画により、全日制普通科については45人、職業科及び定時制普通科については40人に引き下げられた。さらに、平成5年度から12年度までの第5次計画では、全日制普通科等での40人学級を10年度にすべての学科で実現した。

また、教職員定数の標準についても、これまでに教育条件の一層の充実を図るため、教員定数の増、教頭の配置率の改善、職業関係専門教員の増、養護教員の配置基準の改善、盲・聾・養護学校の高等部の教員の充実等の改善が図られている。第5次計画では、国際化、情報化に対応して、オーラル・コミュニケーション等の教科・科目で、少人数指導が行えるような教職員配置の充実を図ってきたところである。文部科学省としては、引き続き13年度から多様な高校教育の展開に対応するため、習熟度別授業や少人数指導、中高一貫総合学科、単位制校への教職員配置を充実するという観点に立って策定した第6次計画（17年度までの5年計画）を実施している。

2 公立学校施設

公立学校施設については、地方公共団体により、国庫負担（補助）金、地方交付税、地方債等の制度を活用しつつ逐年計画的な整備が進められている。平成13年5月現在、公立小中学校建物の総保有面積は1億6,303万平方メートルに達しており、公立小・中学校の児童生徒一人当たりの保有面積でみると、12.3平方メートル（校舎）となっている。これを10年前と比較してみると、32.3%の増加となっている。

屋内運動場（体育館）の整備も進んでおり、平成13年5月現在の保有率（屋内運動場を有する学校の比率）は、小学校96%，中学校97%に達している。

3 学校教育費

平成 11 年度に国・地方公共団体が学校教育のために支出した教育費及び学校法人等の学校設置者が支出した教育費の総額（学校教育費）は、23兆 7,714 億円である。また、国民所得に対する学校教育費の比率は、6.2% となっている（第 1-3-7 図）。

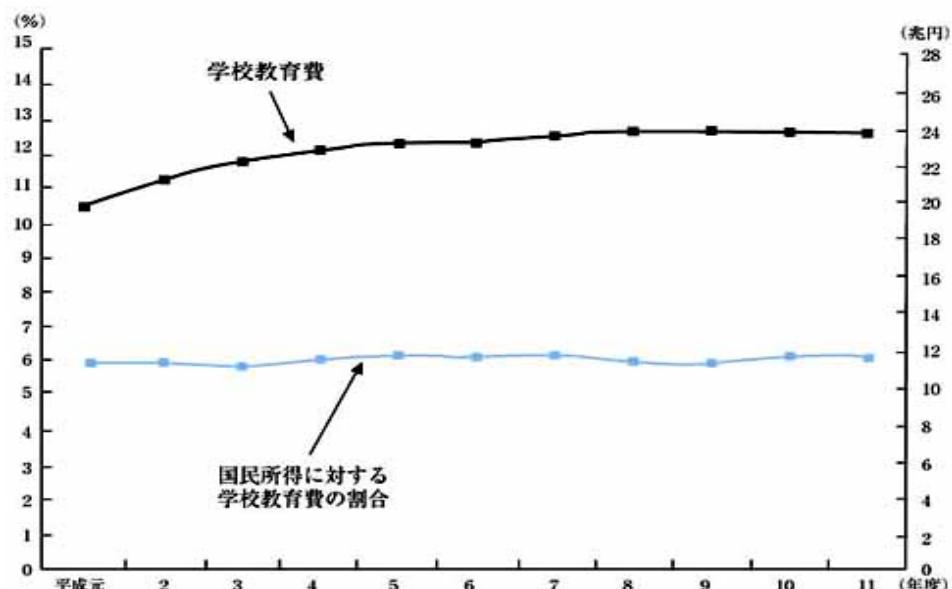
次に、平成 11 年度の学校教育費について学校種別の構成比をみると、小学校の 28.0%（6兆 6,511 億円）が最も多く、次いで大学・短大・高等専門学校 24.0%（5兆 6,982 億円）、高等学校 19.4%（4兆 6,123 億円）、中学校 17.1%（4兆 631 億円）、幼稚園 4.2%（1兆 26 億円）、盲・聾・養護学校 3.5%（8,312 億円）であり、また、専修学校・各種学校は 3.8%（9,129 億円）となっている。最近 5 年間の構成比の推移をみると、小学校の占める割合が低下傾向にある（第 1-3-8 図）。

学校教育費の公立・私立の比をみると、平成 11 年度は、高等学校では 3 対 1、中学校では 16 対 1、小学校では 107 対 1 と公立の割合が高くなっている一方、幼稚園については、1 対 3、専修学校・各種学校では 1 対 16 となっている。

また、学校教育費の使途を「教職員給与費」、「その他（教職員給与費以外）の消費的支出」、「資本的支出・債務償還費」に大別し、その割合をみると、いずれの学校種別においても「教職員給与費」の占める割合が最も高く、平成 11 年度では、小学校で 56.6%、中学校で 55.0%、高等学校で 58.5%、大学・短大・高等専門学校で 44.6% となっている（第 1-3-9 図）。

さらに、平成 11 年度の幼児・児童・生徒・学生一人当たり学校教育費をみると、最も高いのは、大学・短大・高等専門学校で 182 万円、次いで高等学校 110 万円、中学校 97 万円、小学校 89 万円、幼稚園 57 万円となっている。

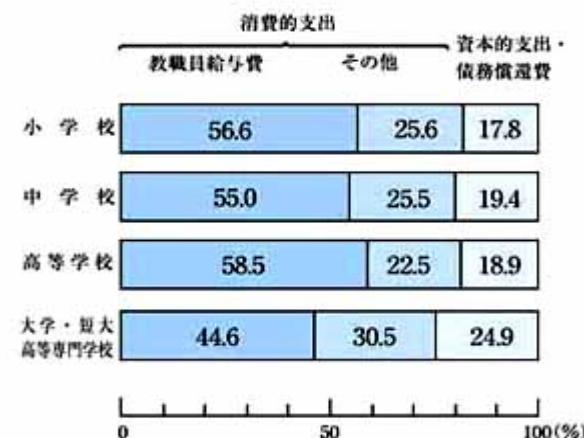
第 1-3-7 図 国民所得に対する学校教育費の比率の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報—平成14年版—」

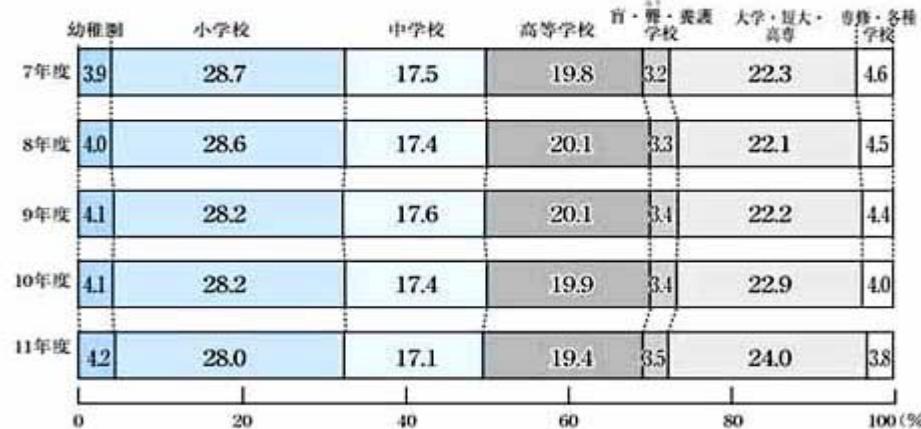
文部科学省「地方教育費調査」、「学校基本調査」、「私立学校の財務状況調査」（平成10・11年度は日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」）、「決算報告書」

第 1-3-9 図 学校教育費の使途別構成
(平成 11 年度)



資料：文部科学省「地方教育費調査」、「学校基本調査」、「決算報告書」 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

第 1-3-8 図 学校教育費の学校種別構成比の推移



資料：文部科学省「地方教育費調査」、「学校基本調査」、「私立学校の財務状況調査」（平成10・11年度は日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」）、「決算報告書」